

平成 30 年度 モニタリングの実施について

1 平成 29 年度取組状況

- (1) 平成 29 年度は「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で全 457 業務（当初予定）を対象に取り組んだ。
- (2) 区の委託業務及び指定管理等による区立施設の管理運営について、適正な労働環境のもとで確実な履行が確保されるよう、各所管課において労働関係法令遵守の徹底に取り組んだ。特に、指定管理等による区立施設の管理運営や役務の提供を主とした委託業務については、適正な労働環境のもとで区民に良質な公共サービスが安定的に提供されるよう、社会保険労務士による労働環境モニタリングを 4 業務で実施した。

2 平成 30 年度実施方針

- (1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保
 - ① 「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で全 591 業務（予定）において、業務等の実情に即した的確な評価に努める。
 - 履行評価表の検証、改善
 - アンケート調査などの客観的な評価手法の実施
 - 評価者を複数とするなど、評価能力の向上と公平な評価の実施
 - ② 評価結果は、事業者との定期的な協議のツールとするなど、サービスの質の維持・向上に役立てるとともに、次回契約の仕様書の充実に活かしていく。
- (2) 適正な労働環境の確保
 - ① 各所管課において、労働関係法令遵守の徹底に取り組む。
 - ② 社会保険労務士による労働環境モニタリングを、指定管理施設の上高井戸保育園、業務委託の軽自動車税等受付及び特別区民税・都民税証明書交付業務等委託、納付センター業務委託、荻窪地域区民センター外 1 施設の建物総合管理業務委託、杉並区地域包括支援センターケア 2 4 上荻運営委託の計 5 業務で実施する。

3 主なスケジュール

- | | |
|-------------|--|
| 平成 30 年 4 月 | 平成 30 年度モニタリング実施方針決定 |
| 7 月 | 平成 30 年度前期（4～6 月）履行評価実施 |
| 9 月 | 平成 29 年度モニタリング実施結果報告
平成 30 年度社会保険労務士による労働環境モニタリングの実施
（～12 月） |
| 11 月 | 平成 30 年度後期（8～10 月）履行評価実施 |
| 平成 31 年 3 月 | 平成 31 年度モニタリング評価予定業務数把握 |